地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 留意事項 |
| （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）第〇条　事業所は、地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。⑴　相談　障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能⑵　緊急時の受入れ・対応　常時の緊急対応の体制等を確保した上で、急病等による介護者の不在、障害の特性に起因する状態変化等の際の緊急時の必要な支援を行う機能⑶　体験の機会・場の提供　地域移行支援、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能⑷　専門的人材の確保・養成　医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障害が重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能⑸　地域の体制づくり　地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 | （１）から（５）までの機能のうち、地域生活支援拠点等として事業所で担う機能を運営規程に記載する。* 記載例のため、事業所の運営実態に則した内容を記載すること。
 |